

化学物質リスクコミュニケーション等の取組状況について

平成16年11月15日
大気環境グループ

1 調査の目的

平成14年4月から本格施行された「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(平成11年法律第86号。以下「PRTTR法」という。)第4条では、「事業者は、指定化学物質等の管理の状況に関する国民の理解を深めるよう努めなければならない。」ことが規定されている。この規定の趣旨は、事業者が自ら化学物質に関する情報を地域住民等へ提供し、情報を共有しつつ意見交換を行い、相互理解を図ろうとするものであり、事業者の自発的な取組が求められている。

県では、今年度から事業者によるこれらの取り組みを支援することとし、各種事業を進めることとしている。

このため、PRTTR法届出対象事業所における化学物質の管理等に関する取り組み状況を把握し、県が今年度から進める事業の基礎資料とする。

2 調査対象

調査対象はPRTTR法届出対象事業所とし、このうちISO14001の認証を受けている事業所については、既に調査しているため調査対象から除き、127事業所とした。

3 調査期間

平成16年8月4日(水)から10月20日(水)まで

4 アンケートの回収方法、回答数等

FAX又はインターネットのメールにより回収した。

回答は、104事業所から報告があり、回収率は81.9%であった。

5 調査結果

(1) 調査対象事業所の従業員数(Q1)

調査対象の事業所は101人以上300人以下の割合がもっとも高く、次いで21人以上50人以下となっており、従業員数21人以上300人以下で約8割を占め、中規模の事業所が多い。

人 数	回答数	割合(%)
20人以下	4	3.8
21人以上50人以下	24	23.1
51人以上100人以下	23	22.1
101人以上300人以下	36	34.6
301人以上	17	16.3

(2) PRTTR法の届出対象の状況(Q2)

調査対象の95.2%が今年度についてもPRTTR法届出対象事業所となっている。

項 目	回答数	割合(%)
今年度は届出不要な事業所であり、届出はしていない	4	3.8
届出が必要な事業所であり、既に届出を済ませている。	99	95.2
未回答	1	1.0

(3) 環境報告書の作成状況 (Q3)

環境報告書は、企業等の事業者が、環境保全に関する方針・目標・行動計画、環境マネジメントに関する状況(環境会計、法規制遵守、環境適合設計その他)及び環境負荷の低減に向けた取組等について取りまとめ、一般に公表するものである。環境報告書の作成状況は、「自事業所」又は「本社等で作成している」のは36.5%であり、作成している事業所は少ない。

内 容	回答数	割合(%)
作成していない	65	62.5
作成している	15	14.4
事業所では作成していないか、本社等で作成している	23	22.1
未回答	1	1.0

(4) 環境報告書の公表方法 (Q4 複数回答)

自事業所又は本社等で環境報告書を作成している38事業所における環境報告書の公表方法は、「ホームページでの公開」が最も多く52.6%であり、「その他」が18.4%である。「その他」としては、希望者への配布等となっている。

内 容	回答数	割合(%)
地域の住民に配布している	1	2.6
市町村の環境部局に配布している	5	13.2
ホームページで公表している	20	52.6
その他	7	18.4
未回答	8	21.1

「割合(%)」は、環境報告書を作成している38事業所に対する割合である。

(5) 地域住民等と交流の実施状況 (Q5)

地域住民等との交流をしている事業所は61.5%となっており、比較的高い割合となっている。

内 容	回答数	割合(%)
交流している	64	61.5
交流していない	39	37.5
未回答	1	1.0

(6) 地域住民等との交流内容 (Q6 複数回答)

地域住民等との交流を行っている64事業所が実施している交流内容は、「清掃活動・防災訓練等」が最も多く63.1%、次いで「夏祭り、子供祭り等の祭事」32.3%となっている。

「その他」は、スポーツ大会の開催、モニター委員との交流等となっている。

内 容	回答数	割合(%)
夏祭り、子供祭り等の祭事	21	32.3
工場見学会の開催	15	23.1
清掃活動、防災訓練等	42	63.1
その他	15	24.6

「割合(%)」は、地域住民等との交流を行っている64事業所に対する割合である。

(7) 事業所の環境対策に係る地域住民等への情報提供の実施状況 (Q7)

事業所の環境対策に係る情報を地区住民等へ提供している事業所は30.8%で、まだ低い状況にある。

内 容	回答数	割合(%)
実施している。	32	30.8
実施していない。	72	69.2

(8) 事業所の環境対策に係る地域住民等への情報提供の方法(Q8 複数回答)

事業所の環境対策に係る地域住民等への情報提供の方法は、「ホームページ」が最も多く47%、次いで「会社案内・パンフレット」によるものが28.1%となっている。

内 容	回答数	割合(%)
会社案内・パンフレット	9	28.1
会社の広報誌	0	0
環境報告書	4	12.5
ホームページ	15	46.9
その他	9	28.1
未回答	5	15.6

「割合(%)」は、地域住民等に対する事業所の環境対策に係る情報提供を実施している32事業所に対する割合である。

(9) 環境対策に関する情報提供を地域住民等にしていない理由(Q9 複数回答可)

地区住民等に対して事業所の環境対策に係る情報を提供していない理由としては、「情報提供のニーズがない」が65.3%で最も多く、「情報提供の意識がなかった」が27.8%であった。「その他」は、工場団地内であり地域住民との関係が薄い等である。

内 容	回答数	割合(%)
情報提供の意識がなかった	20	27.8
情報提供のニーズがない	47	65.3
不要な不安を招きたくない	11	15.3
手間やコストがかかる	12	16.7
その他	12	16.7
未回答	1	1.4

「割合(%)」は、地域住民等に対する事業所の環境対策に係る情報提供を実施していない72事業所に対する割合である。

(10) 地域の住民等に対する広報資料の配付方法(Q10 複数回答可)

地域住民等に対する広報資料の配付は、「配布していない」が最も多く59.4%、次いで「請求のあった場合のみに配布」が28.1%となっている。

内 容	回答数	割合(%)
配布していない	19	59.4
請求のあった場合のみに配布	9	28.1
自治会等に配布	0	0.0
自治会等に回覧を依頼	0	0.0
その他	4	12.5
未回答	2	6.3

「割合(%)」は、回答があった32事業所に対する割合である。

(11) リスクコミュニケーションという言葉の認知状況(Q11)

リスクコミュニケーションについて「よく理解している」又は「おおむね理解している」は54.5%であるが、「よく分からない」、「聞いたことがない」としている事業所も43.2%あり、十分

に認知されている状況には至っていない。

内 容	回答数	割合(%)
知っており、内容もよく理解している	17	16.3
聞いたことがあり、内容もおおむね理解している	40	38.5
聞いたことはあるが、内容はよくわからない	33	31.7
聞いたことがない	12	11.5
その他	0	0.0
未回答	2	1.9

(12) リスクコミュニケーションの効果、影響に対する意識(Q12 複数回答)

リスクコミュニケーションの効果としては、「事業者が行う環境対策に関する地域住民の理解の促進」が最も多く57.7%、次いで「化学物質がもたらす環境影響に関する地域住民の理解の促進」が37.5%、「化学物質の利用に関する地域住民の理解の促進」が32.7%で、これら3つのいずれかの回答をした事業所は79事業所(76.0%)になり、約8割の事業所が地域住民の理解促進に効果があると考えている。一方、「地域住民の不安を増長させる恐れがある」と考えている事業所が約24%となっている。

内 容	回答数	割合(%)
化学物質の利用に関する地域住民の理解の促進	34	32.7
化学物質がもたらす環境影響に関する地域住民の理解の促進	39	37.5
事業者が行う環境対策に関する地域住民の理解の促進	60	57.7
化学物質がもたらす環境影響に対する地域住民の不安を増長させるおそれ	25	24.0
どのような効果があるか、よくわからない	21	20.2
その他	0	0.0

「割合(%)」は、回答があった104事業所に対する割合である。

(13) リスクコミュニケーションの実施に対する意見(Q13)

リスクコミュニケーションの実施については、「必ず実施していかなければならない」及び「今後、実施していかなければならない」の2つで71.1%となり、多くの企業がリスクコミュニケーションの実施に前向きな考えを示している。「その他」は、今後検討する、今のところ判断できないといった内容が多かった。

内 容	回答数	割合(%)
必ず実施していかなければならない	10	9.6
現在は、準備段階だが、今後、実施していかなければならない	64	61.5
効果が期待できないので、実施する意義はない	6	5.8
できることなら実施したくない	5	4.8
その他	17	16.3
未回答	2	1.9

(14) P R T R法情報に対する地域住民の貴事業所に対する反応(Q14)

P R T R法情報に対する住民の反応は、「特に大きな変化はない」が89.4%であり、住民からの問い合わせや反応はない状況となっている。

内 容	回答数	割合(%)
特に大きな変化はない。	93	89.4
当面変化はないが、今後、何らかの変化があるものと考えている	9	8.7
地域の住民等によって、問題が提起される可能性がある。	0	0.0
問い合わせがあり、反応があった。	0	0.0
P R T R法の届出はしていない。	1	1.0
その他	1	1.0

(15) 地域住民等からリスクコミュニケーションを求められた場合の対応 (Q 15)

地域住民等からリスクコミュニケーションを求められた場合の対応は、「既の実施している又は要請があればすぐに対応できる」が26.9%、「対応できるように検討し又は今後検討し準備を進める」が50.9%であり、これらのリスクコミュニケーションに前向きに対応する事業所が77.8%になっている。

内 容	回答数	割合(%)
既の実施しているので、すぐに対応できる	5	4.8
まだ、実施していないが、地域住民等から要請があればすぐに対応できる	23	22.1
まだ、対応できないが、対応できるように検討し、準備を進めている	20	19.2
今後、検討し、準備を進める	33	31.7
当面は、地域住民、同業他社等の動向を見守る	21	20.2
その他	1	1.0
未回答	1	1.0

(16) リスクコミュニケーションを普及させていくうえでの課題 (Q 16 複数回答)

リスクコミュニケーションを普及させていくうえでの課題は、「市町村、県などの行政機関の協力が必要である」が27.5%、「化学物質について地域住民が理解するのは難しい」、「化学物質についての認識が、事業者と地域住民との間で認識のずれがある」がこれに次いでいる。

内 容	回答数	割合(%)
リスクコミュニケーションの実施方法がよくわからない	31	20.8
リスクコミュニケーションに対する地域住民等の関心が低い	28	18.8
化学物質について地域住民が理解するのは難しい	39	26.2
化学物質についての認識が、事業者と地域住民との間で認識のずれがある	37	24.8
市町村、県などの行政機関の協力が必要である	41	27.5
専門的な知識を持った中立公正な第三者的な調整機関が必要である	26	17.4
リスクコミュニケーションを進める事業者側の人材育成、確保ができていない	35	23.5
リスクコミュニケーションの実施に手間やコストがかかる	24	16.1
その他	25	16.8
未回答	2	1.3

「割合(%)」は、回答があった104事業所に対する割合である。

(17) リスクコミュニケーションを普及させていくうえでの行政に望むこと (Q 17 複数回答)

リスクコミュニケーションを普及させていくうえでの行政に望むことは、「ガイドライン、マニュアルの作成」が81.7%と最も多く、「行政機関による助言、仲介」が24.0%となっている。

内 容	回答数	割合(%)
ガイドライン、マニュアルの作成	85	81.7
行政機関の職員の派遣、参加	8	7.7
行政機関による助言、仲介	25	24.0
行政機関による見解、提案の提示	24	23.1
行政機関による講習会等の実施	62	59.6
その他	4	3.8
未回答	0	0.0

「割合(%)」は、回答があった104事業所に対する割合である。

(18) 化学物質対策に関する意見等

調査した事業所から次のような意見等が寄せられた。

- ・ ケミカルリスク評価システム(定量的なリスク評価)を勉強中である。

- ・ 住民がどのくらい理解できるか不安。現在、化学物質に対し神経過敏になっている所があり、中途半端な知識で騒がれるのが一番困る。
- ・ 当工場では毒物を多用している。現在、行政機関には報告しているが、一般にはあまり知られていない。事故・事件等がなく済んでいるが、良識のない悪質者にまで知られると危険な面がある。
- ・ 取り扱っている化学物質により、消防署、労働基準監督署、保健所、地方振興局等それぞれの機関から指導をいただきます。規制する法令の主旨が異なる為、基準が違いますし、指示も異なります。個々の法令遵守は分かるが、総体的な指導をいただければリスクの明確化、投資効果の把握につながり、化学物質対策を推進することができる。行政機関同士のコミュニケーションを持ち、一体として進められることができれば、中小企業としては、おおいに助かります。
- ・ 現在、揮発性有機化合物の使用を控える動きが活発化しています。そのため、各社が代替の揮発性有機化合物への切り替えに取り組んでいるが、その代替物も無害ではありません。代替物の使用が増えれば対象の矛先がそれに移り、再び、他の代替物質を探して切り替えるといった対策が行われ、これが繰り返されることになると懸念する。このような、モグラたたきの対策に歯止めはかからないのでしょうか。
- ・ 企業のほとんどが、事業活動上での対策、製品上での対策の大きく2つ側面から化学物質対策に取り組んでいることと思います。使用せざるを得ない化学物質に対して、「何が悪い」は明確であっても、「何なら良い」が示されない状況では、対策の講じようがない。
- ・ 当事業所はISO 14001を取得し、そのマニュアルで運用しております。リスクコミュニケーションについて実際に地域住民や市民団体からの要求は発生しておりません。県内にその事例等情報がありましたら、教えていただきますようお願いいたします。
- ・ 化学物質の使用取り扱いについて、大変厳しくなっておりますが、単に厳しくするのは勝手なやり方であり、それ以前にそれなりの化学物質や薬品や溶剤等々を国の機関で開発ができないのでしょうか？ ダメ、々の規則を作るのは誰でもできます。そのことによって、資金力のない企業は設備投資ができず、四苦八苦している現状も理解して頂きたい。環境も大事なことではあるが、もっと他に厳しく取り締まらねばならないことがあるのではないのでしょうか。
- ・ P R T R法の届出に関して、国(P R T R)と県(福島県管理化学物質)とを一本化してほしい。
- ・ 近年、欧州の化学物質等の規制が非常に高まってきている。それに伴い、電子機器、自動車関連の製品(部品)に含まれている化学物質の含有量等調査が弊社でも頻繁にきています。福島県としてRoHS指令、WEEE指令、ELV指令に関連する動きが何か予定されていますか？(講習会等の開催・条例・法規制等改定/制定)

6 まとめ

今回の調査をまとめると次のようになる。

- (1) 環境報告書を作成しているのは、約4割の事業所であり、公表の方法はホームページによるものが多い。
- (2) 地域住民等との交流は約6割の事業所で実施しており、交流方法は、清掃活動、夏祭りなどの祭事等である。
- (3) 事業所が環境対策について地域住民等に情報提供を行っているのは3割と低く、その提供方法は、ホームページや会社案内などである。
- (4) リスクコミュニケーションについて理解している事業所は約5割で、リスクコミュニケーションが事業所に十分浸透している状況とはなっていない。
- (5) リスクコミュニケーションの効果としては、地域住民の理解の促進としている事業所が約8割であり、今後リスクコミュニケーションの実施について前向きな考えを示している事業所が6割であった。
- (6) リスクコミュニケーションを求められた場合の対応については、「前向きに対応する」としている事業所が約8割を占めているが、今後リスクコミュニケーションを普及させて行くためには、行政の協力、事業者における意識の変革、人材育成・確保などを進めることが必要である。また、行政にはガイドライン、マニュアル等の作成が求められている。

アンケートの回答の際に寄せられた意見等	福島県大気環境グループのコメント
<p>ケミカルリスク評価システム(定量的なリスク評価)を勉強中である。</p>	<p>特にコメントはありませんが、今後とも化学物質の適正な管理をお願いします。</p>
<p>住民がどのくらい理解できるか不安。現在、化学物質に対し神経過敏になっている所があり、中途半端な知識で騒がれるのが一番困る。</p>	<p>リスクコミュニケーションを行うに当たっては、次のことに留意することが必要とされています。</p> <p>正確で迅速な情報提供と情報提供への真摯な姿勢が重要です。情報をごまかしたり、情報隠しをしていると思われると、地域住民への信頼を失うことになりかねません。分かりやすい言葉で説明された情報は理解されます。住民が何を知りたがっているのかを理解しながらきちんと伝えようとする姿勢が重要です。</p> <p>趣旨を御理解の上、リスクコミュニケーションへの取り組みをお願いします。</p> <p>リスクコミュニケーションは、従業員や地域住民に一方的に説明すればよいというわけではなくて、相互の意思疎通を図ることが必要になります。</p> <p>また、説明する内容につきましては、環境報告書などを使用し、事業者が自ら取り組んでいる環境保全対策等についてわかりやすく伝えていくことが望ましいものと考えております。</p> <p>なお、こうしたリスクコミュニケーションへ取り組む考え方等については、経済産業省のホームページを参照してください。</p>

アンケートの回答の際に寄せられた意見等	福島県大気環境グループのコメント
	<p>経済産業省ホームページアドレス</p> <p>http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/risk-com/r_see.htm</p> <p>県のリスクコミュニケーションのホームページからもリンクされています。</p> <p>県ホームページアドレス</p> <p>http://www.pref.fukushima.jp/kankyou/</p>
<p>当工場では毒物を多用している。現在、行政機関には報告しているが、一般にはあまり知られていない。事故・事件等がなく済んでいるが、良識のない悪質者にまで知られると危険な面がある。</p>	<p>P R T R制度は、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止するのを目的としています。</p> <p>また、事業者は化学物質の製造、使用その他の取扱い等に係る管理を行うとともに、その管理の状況に関する国民の理解を深めるよう努力することとされています。</p> <p>リスクコミュニケーションは、事業者自らが化学物質に関する管理の状況等や環境保全対策について地域の住民に対して分かりやすく説明し、相互の理解を深め、信頼関係を築くための一つの手法とされています。</p> <p>リスクコミュニケーションへの取り組みについては、具体的にどのようにすればよいか定まったマニュアル等がなく、個別的な対応が求められます。毒・劇物についての地域住民への説明及び地域住民とのギャップの解消などは容易なことではないかもしれません。</p> <p>リスクコミュニケーションなどにより、地域住民との信頼関係を築いておくことが望まれます。</p> <p>地域説明会等のリスクコミュニケーションの実施には、慎</p>

アンケートの回答の際に寄せられた意見等	福島県大気環境グループのコメント
	<p>重な対応が求められますので、具体的な進め方を化学物質アドバイザーや行政と協議しながら進めていくことも一つの方法かと思われます。</p>
<p>取り扱っている化学物質により、消防署、労働基準監督署、保健所、地方振興局等それぞれの機関から指導をいただきます。規制する法令の主旨が異なる為、基準が違いますし、指示も異なります。個々の法令遵守は分かるが、総体的な指導をいただければリスクの明確化、投資効果の把握につながり、化学物質対策を推進することができる。行政機関同士のコミュニケーションを持ち、一体として進められることができれば、中小企業としては、おおいに助かります。</p>	<p>確かに同じ物質でもいろいろな法令による規制等があるため、行政機関の各部署から指導等があるものと思います。</p>
<p>現在、揮発性有機化合物の使用を控える動きが活発化しています。そのため、各社が代替の揮発性有機化合物への切り替えに取り組んでいるが、その代替物も無害ではありません。代替物の使用が増えれば対象の矛先がそれに移り、再び、他の代替物質を探して切り替えるといった対策が行われ、これが繰り返されることになると懸念する。このような、モグラたたきの対策に歯止めはかからないのでしょうか。</p>	<p>P R T R制度は、化学物質の自主的な管理の改善を促進する制度です。 また、P R T R制度は国際的にも定着しており、化学物質管理の新しい仕組みです。 趣旨を御理解のうえ、化学物質の管理をお願いします。</p>
<p>企業のほとんどが、事業活動上での対策、製品上での対策の大きく2つ側面から化学物質対策に取り組んでいることと思います。使用せざる得ない化学物質に対して、「何が悪い」は明確であっても、「何なら良い」が示されない状況では、対策の講じようがない。</p>	<p>同上</p>

アンケートの回答の際に寄せられた意見等	福島県大気環境グループのコメント
<p>当事業所はISO 14001を取得し、そのマニュアルで運用しております。リスクコミュニケーションについて実際に地域住民や市民団体からの要求は発生しておりません。県内にその事例等情報がありましたら、教えていただきますようお願いいたします。</p>	<p>地域の住民との信頼関係の醸成には日ごろからの取り組みが必要です。 実際のリスクコミュニケーションについての事例につきましては、県のホームページに掲載しておりますので、参考にしてください。</p> <p>県ホームページアドレス http://www.pref.fukushima.jp/kankyou/</p>
<p>化学物質の使用取り扱いについて、大変厳しくなっておりますが、単に厳しくするのは勝手なやり方であり、それ以前にそれなりの化学物質や薬品や溶剤等々を国の機関で開発ができないのでしょうか？ ダメ、々の規則を作るのは誰でもできます。そのことによって、資金力のない企業は設備投資ができず、四苦八苦ししている現状も理解して頂きたい。環境も大事なことはあるが、もっと他に厳しく取り締まらねばならないことがあるのではないのでしょうか。</p>	<p>を参照してください。</p>
<p>P R T R法の届出に関して、国(P R T R)と県(福島県管理化学物質)とを一本化してほしい。</p>	<p>福島県化学物質適正管理指針は、工場・事業場の自主的な管理を進めるため、福島県生活環境の保全等に関する条例に基づきP R T R法に先立ち定めたものであり、P R T R法施行後所要の改訂をしております。</p> <p>指針では、P R T R法では届出を要しない使用量等の報告を求めるなどして、P R T R法を補完しております。</p> <p>一本化は難しいものと考えておりますが、使用量等の報告の際にはできるだけ事業者の負担を少なくするようにしたいと考えております。</p>

アンケートの回答の際に寄せられた意見等	福島県大気環境グループのコメント
<p>近年、欧州の化学物質等の規制が非常に高まってきている。それに伴い、電子機器、自動車関連の製品(部品)に含まれている化学物質の含有量等調査が弊社でも頻繁に來ています。福島県としてRoHS指令、WEEE指令、ELV指令に関連する動きが何か予定されていますか？(講習会等の開催・条例・法規制等改定/制定)</p>	<p>大気環境グループでは、当該指令についての講習会の開催予定はありません。 また、条例・規制等の予定もありません。 詳細につきましては、経済産業省にお尋ねくださるようお願いいたします。</p>